

法務省管審第1378号

平成28年8月17日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局審判課長 君 塚 宏

(公印省略)

難民不認定処分等に対する不服申立ての手續における特定行政書士からの代理の申し出に係る取扱いについて (通知)

平成26年6月27日、行政書士法の一部が改正され、同年12月27日に施行されたところ、改正後の同法（以下「改正行政書士法」という。）第1条の3第1項第2号及び同条第2項により、日本行政書士連合会が実施する研修を終了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）は、行政書士が作成し官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申立手續について、業として代理することができることとなりました。

行政不服審査法の適用を受ける難民の認定をしない処分等（以下「難民不認定処分等」という。）に対する審査請求及び異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に特則のない限り、行政不服審査法の適用を受けるところ、同法第12条（改正前の行政不服審査法も同じ。）により、不服申立ては、代理人により行うことができ、同代理人は当該不服申立てに関する一切の行為を行うことができる（取下げについては特別の委任を受けた場合に限る。）こととされ、入管法においても、代理人を排除する規定はないことから（改正行政書士法第1条の3第1項ただし書き非該当）、難民認定申請において行政書士が書類を作成し提出している場合は、特定行政書士が難民不認定処分等に対する不服申立ての手續の代理人として業務を行うことがで

きることとなります。

については、不服申立ての手續において、特定行政書士から委任状等の提出があったときは、難民認定申請において行政書士が書類を作成し提出していることを確認の上、これを拒否することのないよう留意願います（難民認定申請において行政書士が書類を作成・提出していることが確認できない場合には、特定行政書士が業として不服申立ての手續を代理することはできません（弁護士法第72条））。

なお、「特定行政書士が不服申立手續の代理を行いうる手續は、当該特定行政書士本人が作成した書類に係る不服申立手續に限定されず、行政書士が作成した書類に係る不服申立手續が対象となる」（地方自治制度研究会編・詳解行政書士法第4次改訂版）とされており、代理を申し出た特定行政書士が難民認定申請において書類を作成・提出した者と同一人でなくても、また、難民認定申請において書類を作成・提出した行政書士が特定行政書士でなくても、特定行政書士は不服申立ての手續を代理することができますので、留意願います。

また、改正行政書士法によっても、行政書士又は特定行政書士が本人に代わって難民認定申請書を作成・提出することが認められるものではないので、念のため申し添えます。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。